

第26回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和3年12月23日(木) 10時00分～11時00分

(場所) 中央合同庁舎第2号館地下1階会議室及びWeb会議

(議事) 令和2事業年度の事業報告書について

1. 開会

2. 令和2事業年度の事業報告書について

- 資料「令和2事業年度の事業報告書について」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。
 - ・ ガイドラインの「財政状態及び運営状況」を「財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況」に修正してはどうか。ガイドラインにおいては、財務諸表についても事業報告書の記載事項とされているため、法人は要約した財務諸表を掲載しているようだが、情報が重複しており法人の負担にもなっているため、見直すべきではないか。
 - ・ 事業報告書に容易にアクセスできるような環境整備は重要であり、例えば、総務省のホームページに各事業報告書のリンクを一括して掲載する等、アクセス性の改善について検討いただきたい。
また、事業報告書のストーリー性について、法人にとっては難しい課題であるため、具体例を示すことが必要ではないか。
 - ・ 民間企業では、環境問題や人権問題に関する報告がかなり進展している。独法の事業報告書においても、それらの影響や、対応するためのガバナンス体制を考えることが必要である。
 - ・ プライム市場の上場会社においてTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に準じた開示が義務化されたが、先行事例を見てみると、対応に時間がかかっている印象がある。債券を発行しているような独法においては、まずは、どうリスク認識しているか、今後どのように取り組むか等を開示させていき、状況を見ながら開示の義務化を議論していかなければいけないのではないか。
 - ・ 独法は本来、デジタル化や環境問題について民間に率先して取り組むべきであり、予算の制限等の課題がある中でどのような点に注力して事業に取り組ん

だかなど、積極的に取り組む姿勢をしっかりと事業報告書でアピールすることが大事である。

- 利用と作業負担のバランスがかけ離れないよう、将来的には事業報告書が利用者のニーズに合っているか検証していかなければいけないのではないかな。
 - 独法の実態に応じたガイドラインにしていくために、アンケート調査でガイドラインに関する意見を聞いてはどうか。また、事業報告書を利用者に使ってもらうことは重要なので、独法において利用者からフィードバックを受けているかアンケート項目に入れてはどうか。
 - 民間企業や国大法人の場合、取り組むべきとされるガバナンスコードが存在し、その中で気候変動や人権問題について触れられている。独法の場合、ガバナンスコードがないため、今後、独法のガバナンスコードを研究することで、ガイドラインに不足する内容が分かるのではないかな。
- 資料「3. 検討の方向性」のとおり進めることとなり、独立行政法人に対するアンケート調査票の文案は座長一任とされた。

以上